

託送供給等約款以外の供給条件

災害救助法の適用に伴う料金等の特別措置（令和6年台風第10号）

2024年8月30日 実施



九州電力送配電

2024 年 8 月 30 日 20240829 資第 2 号 認可

この託送供給等約款以外の供給条件は、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により託送供給等約款以外の供給条件として認可を受けたものであります。

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2024年8月28日、令和6年台風第10号の影響により災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内において、令和6年台風第10号により被災された電気の使用者（原則として災害救助法適用地域〔2024年8月28日以降、令和6年台風第10号による災害により災害救助法の適用地域が追加された場合は、当該追加地域を含む。また、2024年8月28日以降、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、令和6年台風第10号による災害が激甚災害として指定された場合は、当該激甚災害の対象地域を含む。〕の電気の使用者とする。）を需要者とする供給地点に係る託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から2025年2月末日（2024年8月28日以降、原則として2025年8月27日までに、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、令和6年台風第10号による災害が激甚災害として指定された場合で、災害救助法適用地域以外の地域が当該激甚災害の対象地域に指定されたときは、当該指定日が属する月から6月後の月の末日とする。）までに申出があった場合または令和6年台風第10号により被災された発電者（原則として災害救助法適用地域〔2024年8月28日以降、令和6年台風第10号による災害により災害救助法の適用地域が追加された場合は、当該追加地域を含む。また、2024年8月28日以降、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、令和6年台風第10号による災害が激甚災害として指定された場合は、当該激甚災害の対象地域を含む。〕の発電者とする。）の受電地点に係る発電量調整供給について、当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者から2025年2月末日（2024年8月28日以降、原則として2025年8月27日までに、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、令和6年台風第10号による災害が激甚災害として指定された場合で、災害救助法適用地域以外の地域が当該激甚災害の対象地域に指定されたときは、当該指定日が属する月から6月後の月の末日とする。）までに申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

なお、当社は、電気の使用者または発電者の被災状況を確認するため、必要に応じて罹災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがある。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2024年7月（支払期日が2024年8月28日以降となるものに限る。）、8月、9月および10月料金計算分の供給側料金算定日を、託送供給等約款（2024年4月1日実施。以下「託送約款」という。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。
2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。
3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2025年2月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点に係る接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款70（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが2025年2月末日までに行なわれたときは、託送約款73（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、2025年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、

臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

6. 契約者が、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを2025年2月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款62（引込線の接続）、63（計量器等の取付け）、64（通信設備の施設）および66（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
7. 被災された発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金の2024年7月（支払期日が2024年8月28日以降となるものに限る。）、8月、9月および10月料金計算分の支払期日を、託送約款34（支払義務の発生および支払期日）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。
8. 被災された発電者の受電地点において、被災時から引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限る。）には、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、当該発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。
9. 被災された発電者の受電地点において、発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、2025年2月末日までの間は、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の基本料金を免除する。
なお、この場合、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の系統設備効率化割引は適用しない。
10. この託送約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものとする。